

● その他報告事項

① 琴平町空家等対策計画の改正について

令和5年度に実施した琴平町空家等実態調査の結果に基づき、来年度（令和6年度）に改正を行う予定としています。

② 関係例規の改正・策定について

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正及び琴平町空家等対策の推進に関する条例の策定に伴い、琴平町空家対策協議会設置要綱の改正及び琴平町空家対策の推進に関する条例施行規則の策定を行っております。

※主な変更点は関連する部分の条ズレ修正等であり、内容に変更は特にありませんので資料としては添付しておりません。

③ 空家密集群の対策について ※あくまで地域整備課の構想段階

琴平町は建物が密集している箇所が多く、所有者に解体する意思があっても重機が入れず解体費が割高になったり、物理的に解体が難しい為空家をそのまま存知している状況が発生していると思われる。

以前、協議会委員からも提案があったように、密集地については空家を一つ一つ解体するのではなく、隣接している空家の所有者が協力して解体できるようなシステムができれば、土地を有効的に流通させることができると考える。

